

⑧危険家屋除却補助

危険



老朽危険空き家の解体を促進するため、市内事業者を利用した解体等費用の一部を補助します。

補助額等

老朽危険空き家を解体等する費用
(補助限度額:50万円, 補助率1/2)

※予算に限りがあるため、補助申請の前にご相談ください

対象空き家

危険家屋…市の危険度判定基準で100点以上のもの
特定空き家…空き家対策協議会で特定空き家と認定されたもの
築23年以上の木造の空き家(過半が居住していたものに限る)

補助対象者

老朽危険空き家の所有者等であり、
危険家屋又は特定空き家と認定した家屋

提出書類

事業実施前

- ①交付申請書
- ②解体費等の見積書(明細を含む。写し)等
- ③空き家の現在の所有者が確認できるもの
(登記事項証明書又は名寄帳兼課税台帳)
- ④工事計画書
- ⑤工事請負誓約書の写し
- ⑤解体工事業等の許可証の写し
- ⑥建築リサイクル届出書の写し
(建設リサイクル法届出工事の場合)
- ⑦市税等に滞納がないことを証明する書類
- ⑧その他市が必要と認めた書類(誓約書等)

実績報告時

- ①事業実績書
- ②解体費等の領収書(写し)
- ③空き家の除却前・中・後の写真
- ④再資源化等報告書の写し
(建設リサイクル法届出工事の場合)

条件

江田島市に登録された空き家(住宅)で、
半分以上を居住用に使用していたこと
市内事業者で解体を行う者

注意点

申請前に事業に着手されていた場合は、
補助の対象となりません
事前に危険家屋認定申請書等を提出し、
市職員による現地調査を受け、「補助対象危険家屋」の認定を受けること
補助金利用は、11月末までに申請し、翌年の3月10日までに完了すること
空き家除却支援補助との併給は不可

お問い合わせ先 江田島市土木建築部
都市整備課 TEL0823-43-1647